

地域景観づくり協議会制度のお知らせ

景観に関する手続の前に

地域との意見交換が必要な地区をご確認ください。

	地域景観づくり協議地区	地域の協議会の名称	制度活用開始日
上京区	笹屋町一丁目	笹屋町一丁目景観まちづくり協議会	まもなく意見交換が必要となります。
中京区	先斗町	先斗町まちづくり協議会	平成24年6月1日
	姉小路界限 (烏丸通～寺町通)	姉小路界限まちづくり協議会	平成27年3月31日
	明倫学区	明倫自治連合会	平成27年6月1日
	三条通界わい (烏丸通～寺町通)	京の三条まちづくり協議会	平成29年6月30日
東山区	新門前通西之町	西之町まちづくり協議会	平成25年1月10日
	一念坂・二寧坂 (柵屋町)	一念坂・二寧坂 古都に燃える会	平成25年4月15日
	祇園新橋	祇園新橋景観づくり協議会	平成30年8月1日
下京区	修徳学区	修徳景観づくり協議会	平成24年6月1日
右京区	仁和寺門前	仁和寺門前まちづくり協議会	平成28年7月7日
	嵐山 (長辻通や中之島付近)	嵐山まちづくり協議会	令和2年10月1日
西京区	桂坂	桂坂景観まちづくり協議会	平成25年5月31日

地域景観づくり協議地区 (意見交換が必要な地区) は、都市計画課窓口設置の

「都市計画情報閲覧システム」や、ホームページの「京都市景観情報共有システム」で御確認できます。

(ホームページ) [京都市情報館](#) → [まちづくり](#) → [景観](#) → [景観情報共有システム](#)

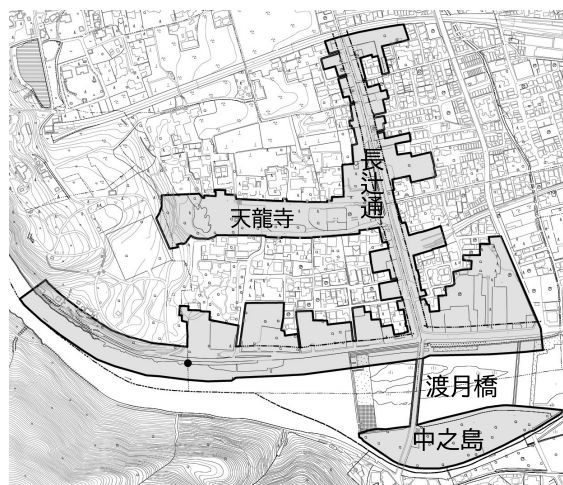
<https://keikan-gis.city.kyoto.lg.jp/keikan/>

New! 令和2年10月1日から
意見交換が**必要**です

右京区 **嵐山**

協議会の名称：嵐山まちづくり協議会

協議会の活動区域：京都市右京区嵯峨天龍寺立石町の一部、嵯峨天龍寺瀬戸川町の一部、嵯峨天龍寺芒ノ馬場町の一部、嵯峨天龍寺北造路町の一部、嵯峨天龍寺造路町の一部、嵯峨亀ノ尾町の一部、嵯峨中ノ島町の一部



- 制度や意見交換の流れについては裏面を御覧ください。
- 意見交換が必要な行為や時期、方法については、各協議会によって異なります。
- まずは、景観政策課にお問い合わせください。(Tel075-222-3397)

◆地域景観づくり協議会制度について

■ 制度の目的

地域景観づくり協議会は、地域の方々が想いや方向性を共有し、更には、新たにその地域で建築等をしようとする方々と一緒になって地域の景観づくりを進めていくことを目的とした制度です。

■ 制度の仕組み

京都市市街地景観整備条例に基づき、地域の景観づくりに主体的に取り組む組織を、「**地域景観づくり協議会**」として市長が認定します。また、協議会の活動区域の景観の保全・創出のための方針をまとめた計画書を「**地域景観づくり計画書**」として市長が認定します。

計画書に定めた「**地域景観づくり協議地区**」において建築等をしようとする事業者等は、景観関係の手続（美観地区での認定、屋外広告物条例の許可等）に先立ち、建築等の計画内容について、**協議会と意見交換を実施**していただきます。

- ※各地域の「地域景観づくり計画書」は、景観政策課の窓口又はホームページでご覧いただけます。
(ホームページ) [京都市情報館](#)→[まちづくり](#)→[景観](#)→[地域景観づくり協議会](#)
→ [\(各協議会の紹介ページにおける「地域景観づくり計画書」\)](#)

◆「地域景観づくり協議地区」における手続の流れ

Step 1 建築物、工作物の新築、改築等、看板の設置、変更等の計画



○各地域の連絡先等

連絡先は京都市景観政策課へお問い合わせください。その後、建築主や建築士等から協議会に連絡していただき、意見交換の日時、場所等を調整していただきます。

Step 2 地域景観づくり協議会と意見交換を実施



○意見交換内容の報告

意見交換内容は、報告書としてまとめていただき、景観に関する手続きの際に、申請書等に添付して、京都市へ報告していただきます。

Step 3 景観に関する手続（美観地区での認定、屋外広告物条例の許可等）

※意見交換報告書の参考様式はホームページで公開していますので御利用ください。

- (ホームページ) [京都市情報館](#)→[まちづくり](#)→[景観](#)→[地域景観づくり協議会](#)→
→[地域景観づくり協議会制度について](#)→(参考様式) 地域景観づくり意見聴取報告書

お問合せ先：都市計画局 都市景観部 景観政策課 TEL 075 - 222 - 3397